

大阪駅前第1ビル運営協議会 ニュースNo.199

◎新型コロナウイルス感染拡大防止について

新型コロナウイルスについてはまだまだ終息されていない状況です。感染拡大防止の対応策として各々配慮されているとは思いますが、引続き手洗い、うがい、アルコール消毒、ソーシャルディスタンス等の行動を心がけるようお願いいたします。

令和2年度大阪駅前第1ビル第2回運営協議会が次のとおり開催されましたのでその概要をお知らせします。

令和3年1月19(火)開催の予定であったがコロナ禍の中、集まって会議をすることは避けるべきであるとの判断により、文書での意見交換により開催しました。

議案については、以下の通りです

議題1. 「中間決算について」

承認されました。

議題2. 「耐震補強工事の設計について」

承認されました。

議題3. 電気及びガス供給契約の更新について

電気については、(株)エネット。ガスについては、Daigas エナジー(株)と契約。

議題4. 3階駐車場屋根修繕工事、議題5. 1～3階共用廊下蛍光灯照明器具等取替工事について

コロナ禍の中で急いで工事をする必要があるのか。現在の状況が落ち着いてから改めて議論をするべきとの声があり、次回以降に継続審議。

議題6. 楽天モバイル無線通信設備設置のお願いについて

既存の他通信事業者との契約と同様の単価算定で契約することで承認

議題7. 管理費滞納者状況について

1名の滞納者について訴訟案件の報告。

議題8. その他

屋上の喫煙ルーム及び1ビル出入口への消毒液設置の報告。

その他. 夏場のセントラル空調の運転時間に関する要望書について
継続審議。

! 感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に 爪は短く切っておきましょう 時計や指輪は外しておきましょう

- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのぼすようにこすります。
- 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

石けんを洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやる

- 何もせずに咳やくしゃみをする
- 咳やくしゃみを手でおさえる
- マスクを着用する(口・鼻を覆う)
- ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
- 袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

- 鼻と口の両方を確実に覆う
- ゴムひもを耳にかける
- 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan
厚生労働省
原労省 検索

管理事務所からのお知らせ

安心・安全で快適な第1ビルに！

日常を安全で安心して快適に送れますよう、管理規約等の遵守並びに第1ビルの防犯、防災及び維持管理につきまして、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎「資源化可能な紙類」の分別収集について

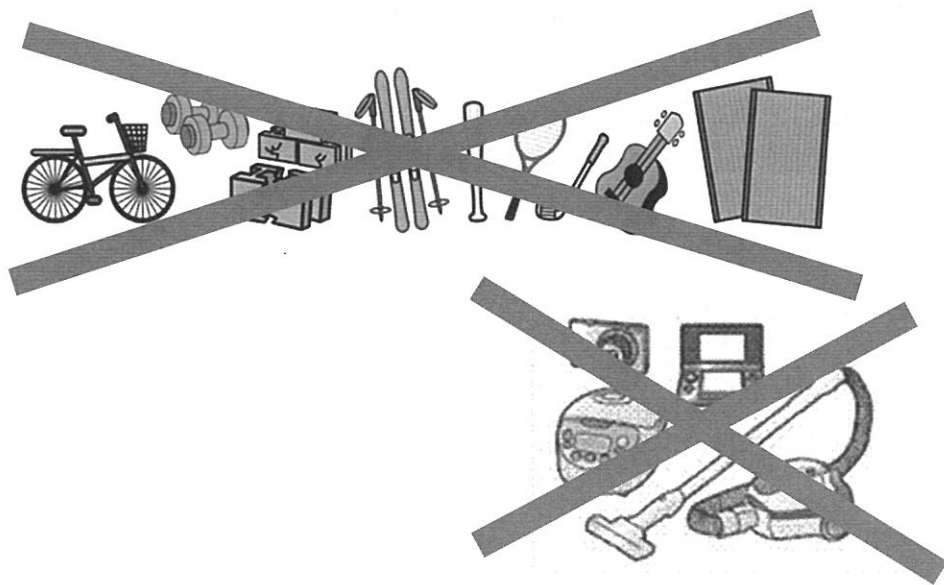
大阪市では、資源化可能な紙類については焼却工場への搬入が禁止されました。一般ゴミの中に資源化可能な紙類が混入している場合には、焼却工場への搬入ができなくなります。資源化可能な紙類分別収集にご協力ください。

また、電気機器等の産業廃棄物は一般ゴミとして廃棄できません。トイレ前ゴミ箱や荷捌場に無断で廃棄しないようお願いします（不法投棄になります）。廃棄される場合は有料になります。

※不法投棄となる事案が相変わらず発生しております。

電気機器についてはドライヤーや電気スタンドなど小さなものも一般ゴミとして廃棄できません。また、コピー機や印刷機のトナーについても一般ゴミとして廃棄できませんのでご注意ください。

また、蛍光灯や電球などを荷捌場の可燃ごみのところに捨てられているケースもあります。荷捌場の指定の場所に捨ててください。



◎スポットクーラーの使用について

主に飲食店舗階においてスポットクーラーを利用している店舗が見受けられますが、使用される際は排熱が共用部分へ出ないように、配慮をお願いします。

◎共用部分の不当使用は止めてください

廊下・通路は非常の際の避難経路です。安全・迅速に避難する為に避難経路を確保する必要があります。各店舗・事業所の防火・防災管理者の皆様には法令及び当ビル管理規約等を順守いただきますようお願いいたします。

◎管理費等の支払について

管理費等の支払については口座振替を推進しております。振替手数料は、第1ビルが負担いたします。是非ご利用頂きますようお願いいたします。

◎消防・防災設備の点検について

各専有部分にかかるスプリンクラー設備・煙感知器等の消防・防災設備については、年2回の法定点検を実施しています。点検結果については区分所有者・入居者の皆様にご報告させていただいております。点検結果で不具合があると指摘された設備がある場合は、災害を未然に防止し、安全を確保する必要がありますので、区分所有者又は入居者のいずれかにおいて、早急に改善・取替え等をお願いします。

